計画相談支援等マニュアル《別冊》

計画相談支援 障害児相談支援 報酬の算定要件等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改訂を受けて、札幌市の『計画相 談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について(計画相 談支援等マニュアル)』の改訂がされました。マニュアルの別冊とし て、この『計画相談支援・障害児相談支援報酬の算定要件等について』 をあわせて作成いたしました。マニュアルでは読み取れない内容も、以 下の告示や通知等から引用し整理していますので、札幌市のマニュアル 等と合わせてご活用下さい。

<引用>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画 相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基 準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画 相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生 労働大臣が定める基準【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 【報酬告示】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定 に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に 基づきこども家庭庁長官が定める基準【こども家庭庁長官が定める基準】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基 準等に基づき厚生労働大臣が定める地域

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基 づきこども家庭庁長官が定める地域

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1・3・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1~3・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1・3・4

2024 (令和6) 年6月

札幌市保健福祉局 障がい福祉課 さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

目次

計画相談支援費と障害児相談を	支援費(基本報酬)の算定について①-1	4
計画相談支援費と障害児相談っ	支援費(基本報酬)の算定について①-2	8
計画相談支援費(基本報酬)の	の算定について②-1	11
障害児相談支援費(基本報酬)	の算定について②-2	12
計画相談支援費と障害児相談 機能強化型	支援費(基本報酬)の算定について③-1	13
	支援費(基本報酬)の算定について③-2 と一体的に管理運営を行う場合の機能強化型	16
計画相談支援費と障害児相談会会では関係である。	支援費(基本報酬)の算定について④ 定等に関するQ&A>	20
加算の算定について①	利用者負担上限額管理加算	22
加算の算定について②	初回加算	23
加算の算定について③	入院時情報連携加算	25
加算の算定について④	退院•退所加算	29
加算の算定について⑤	居宅介護支援事業所等連携加算 (計画相談支援のみ)	31
加算の算定について⑥	保育・教育等移行支援加算 (障害児相談支援のみ)	35
加算の算定について⑦	医療・保育・教育機関等連携加算	37
加算の算定について⑧	集中支援加算	40
加算の算定について⑨	サービス担当者会議実施加算	44
加算の算定について⑩	サービス提供時モニタリング加算	46
加算の算定について⑪	主任相談支援専門員配置加算	48

加算の算定について⑫	ピアサポート体制加算	50
加算の算定について⑬	行動障害支援体制加算	52
加算の算定について他	要医療児者支援体制加算	56
加算の算定について⑮	精神障害者支援体制加算	59
加算の算定について16	高次脳機能障害支援体制加算	62
加算の算定について⑪	地域生活支援拠点等相談強化加算	65
加算の算定について18	地域体制強化共同支援加算	67
加算の算定について⑩	遠隔地訪問加算	70
その他のQ&A		73
加算の基本報酬との併給可否 及び 基本報酬を算定しない	1加算のみの算定 <一覧>	74

計画相談支援費と障害児相談支援費(基本報酬)の算定について①-1

		基本報酬		居宅介護 支援費 重複減算 (I)	居宅介護 支援費 重複減算 (Ⅱ)	介護予防 支援費 重複減算	虐待防止 措置 未実施 減算	業務継続 計画 未策定 減算	情報公表 未報告 減算	特別 地域 加算	地域生活 支援 拠点等 機能強化 加算				
		機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	2014単位	-582単位	-894単位						1月につき				
		機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	1914単位	-582単位	-894単位							500単位			
	計画相談支援	機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	1822単位	-582単位	-894単位										
	可凹陷或又波	機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	1672単位	-582単位	-894単位										
		サービス利用支援費(Ⅰ)	1572単位	-582単位	-894単位							·			
単位数		サービス利用支援費(Ⅱ)	732単位		-54単位		×99/100						今和7年	令和7年	×95/100
十世数		機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	2201単位			\setminus	X 9 9 / 100			A95/100	10/100	1月につき			
		機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	2101単位			\setminus	から適用						500単位		
	障害児相談支援	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	2016単位			\backslash									
		機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1866単位			\backslash									
		障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1766単位												
		障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815単位												

	基本報酬	居宅介護 支援費 重複減算 (I) 居宅介護 支援費 支援費 重複減算 重複減算 重複減算	虐待防止 措置 未実施 減算	業務継続 計画 未策定 減算	情報公表 未報告 減算	特別 地域 加算	地域生活 支援 拠点等 機能強化 加算
報酬の算定要件	及び専門的な意見の聴取 【障害児相談支援】 (一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等 (二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の文書による同意	居宅介護では、定対の方式を対しておいて、対しておいて、対しておいて、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し	計支定2(相の準の項定準しいは単11す数単らる画援基条障談指第2)すをて場、位00にるを位減。相の準条害支定2第にる満い合所数分相単所数算談指第2児援基条1規基たな一定のの当位定かす	計支定2(相の準の規基たなは単11す数単らる画援基条1ま2)すをで場所数分にるを位減。相の準の実定2)すをで場所数分相単所数算談指第2に援基条にる満い合定のの当位定かす	合第3(祉条1規づ公サ等係をい合定のの当位定かす支7第児法の項定く表ー情る行なは単15す数単らる援61童第1)に情対ビ報報っい、位00にるを位減。法条項福3第の基報象スに告て場所数分相単所数算の	別労(家官め(地いにて用用護対指相(害支行合す(※相費児援本のつの地算に働子庭)る「域う居い者児者し定談指児援っにる(談と相費報算い【域】厚大ど庁が地特」。住る(の)て計支定相)た加。(計支障談(酬定て特加参生臣も長定域別と)し利利保に、画援障談を場算(画援害支基)に②別(照	**

		基本報酬		居宅介護 支援費 重複減算	居宅介護 支援費 重複減算 (Ⅱ)	介護予防 支援費 重複減算	虐待防止 措置 未実施 減算	業務継続 計画 未策定 減算	情報公表 未報告 減算	特別 地域 加算	地域生活 支援 拠点等 機能強化 加算
		機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1761単位		-945単位	-20単位					1月につき
		機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	1661単位		-945単位	-20単位					500単位
	計画相談支援	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	1558単位	-633単位	-945単位	-20単位					
		機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	1408単位	-633単位	-945単位	-20単位					
		継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1308単位		-945単位	-20単位		×99/100			
単位数		継続サービス利用支援費(Ⅱ)	606単位		-243単位		×99/100	令和7年	×95/100	+15/100	
TILE XX		機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1896単位				7.00, 100	4月1日	100, 100	10, 100	1月につき
		機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	1796単位					から適用			500単位
	障害児相談支援	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1699単位								
		機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1548単位								
			1448単位]				
		継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662単位								
		以下の基準のいずれかを満たさない場合には、 数を算定しない	,所定単位	前頁同様			前頁同様	前頁同様	前頁同様	前頁同様	
幸侵到	∥の算定要件	【計画相談支援】 (一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又保護者への面接等 (二) サービス等利用計画の変更についてのサ支援費の(一)から(四)までに準じた手続の登し、 (一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はの面接等 (二) 障害児支援利用計画の変更についての障用援助費の(一)から(四)に準じた手続の実施の実施の実施の関係のでは、 (四)に (四)に (1) に (1	は障害児のコーピス利用実施である。その家族へいき見ずる援利	相談あ要しにいて おいっち をした はい ままれる ままれる ままれる おいまれる ままれる ままれる ままれる ままれる ままれる ままれる ままれる	援専談つは介サーに算重員援要支系で、要護・ビス・する。 でいま	目談支援員 管書を受ける では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、					*

※ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- 地域生活支援拠点等 イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - 機能強化加算(1)運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
 - (2) 指定障害児相談支援事業者(指定特定相談支援事業者)、指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の指 定を併せて受け、かつ、指定画相談支援の事業と指定障害児相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一 の事業所において一体的に運営していること。
 - (3) 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者(拠点コーディネーター)が常勤で一人以上配置されている事業 所として市町村長が認めるものであること。
 - ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。
 - (1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。
 - (2) 指定計画相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地 域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。
 - (3) 当該指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関(障害者総合支 援法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関)において拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーター と相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

ただし、拠点コーディネーター 1 人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定 自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOI 1問4

地域生活支援拠点等機能強化加算が新設され、当該加算において「地域生活支援拠点等として位置付けられていること」が要件とされるが、地域生活支援拠点の位置付けは、各市町村において定めることでよいか。

(答)

地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)でお示しする手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められない。

VOL.1問5

拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合、拠点コーディネーターを配置していない事業所、拠点コーディネーターを派遣していない事業所も加算の対象となるのか。

(答)

市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあっては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知でお示しする手順を経ることを基本とする。

VOL.1問6

地域生活支援拠点等機能強化加算について、拠点コーディネーターをO.5人×2の常勤換算方法で1名で配置している場合は算定可能か。

(答)

拠点コーディネーターを常勤で1名以上配置することを要件としていることから、御指摘の場合には算定できない。

VOL.1問7

複数の自治体が共同で地域生活支援拠点等を整備している場合でも算定可能か。

(答)

市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあっては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知でお示しする手順を経ることを基本とする。

VOL.1問14

業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではないが、その趣旨を鑑み、これらの業務継続計画の周知等の取組についても適切に実施していただきたい。

VOL.1問15

行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

例えば、生活介護事業所が、令和6年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合)、令和6年10月からではなく、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。また、居宅介護事業所等の令和7年4月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年

4月分の報酬から減算の対象となる。

VOI 1問19

情報公表末報告減算の適用要件について、留意事項通知では「・・・報告を行っていない事実が生じた場合に、その月の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで・・・(中略)・・・減算することとする」とあるが、「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、どのような場合を想定しているのか。

(答)

「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。

具体的には、関連通知の別添(※)に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。

ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情(災害等)があった場合には、減算の対象としないこととして差し支えない。

また、都道府県等の確認のタイミング等については、各都道府県等の実情に応じて設定して差し支えない。なお、障害者総合支援法施行規則第34条の7第6項等において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等から指定更新に係る申請があった際には、当該事業者から情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確認するものとされており、適切に対応すること。

例えば、〇県が8月に報告状況を確認し、事業所に確認等をした結果、令和6年4月以前から未報告であることが判明した場合、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。

(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の別表第2及び別表3に掲げる項目

(具体的内容は「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(障障発0423第1号平成30年4月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の別添1及び別添2を参照)

VOL.1問20

情報公表未報告減算は、年に1回の更新が必要であるが、新規指定時以降、一度でも公表しており、年に1回の更新が行われていない場合は減算の対象となるのか。 (答)

新規指定時以降、情報公表制度に基づく報告を行っていれば減算の対象とはならないが、情報公表対象サービス等情報に変更が生じた場合の更新についても、利用者への情報提供等の情報公表制度の趣旨も踏まえ、適切に対応いただきたい。

VOL.1問21

新規指定事業所については、いつまでに報告を行っていればよいのか。

(答)

新規指定事業所における報告期限等については、各都道府県等の実施要綱において定められていることから、その実施要綱において定められている報告期限の翌月から減算の対象となる。

VOL.1問22

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認することとされているが、必須の報告項目が一部でも未報告の場合、指定の更新を行ってよいか。

(答)

指定の更新の申請があった際、情報公表に係る必須の報告項目の一部又は全部が未報告である場合には、都道府県等において、未報告の事情を個別に確認し、適切に報告が行われるよう指導した上で、更新の手続を行うこと。ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情があると判断した場合は、必須項目の一部又は全部が未報告であっても指定の更新を行って差し支えない。

※ 遠隔地訪問加算のVOL.1問77を参照

VOL.1問84

虐待防止措置未実施減算について、新規に指定を受ける事業所については、当該減算を受けないためには、指定後いつまでに虐待防止措置を講ずることが求められるか。 (答)

担当者の配置については、指定と同時に行う必要がある。

一方、虐待防止委員会の開催及び従業員への研修の実施については、指定後速やかに実施すること が求められる。

VOL.3問1

拠点コーディネーターは、支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないが、市町村が特に必要と認める場合に従事できる拠点機能強化事業所の業務とは、具体的にどのようなものが想定されているのか。

(答)

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急的な支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合が想定されている。 このため、相談支援専門員が継続的に行うモニタリング等の業務は対象とならない。

VOL.3問2

拠点コーディネーターが、人員基準上において、拠点機能強化事業所等で兼務できる職務はあるか。

(答)

拠点コーディネーターの業務上支障がない場合は、管理者との兼務は可能である。

VOL.3問3

当該加算の算定について、例えばA市から地域生活支援拠点等と位置づけられた相談支援事業所が 算定する場合、算定対象となるのは、重度の障害者やA市の住民に限定される等の要件はあるか。 (答)

対象者の要件はない。

VOL.3問4

計画相談支援のモニタリングと自立生活援助等、一人の利用者に同月で2回算定する場合があるが、当該加算も同月で一人の利用者に2回算定することは可能か。

(答)

貴見のとおり。

取扱件数の取扱いについて	サービス利用支援費(I)と継続サービス利用支援費(I)については、指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数(相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。 取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)を適用する件数となる。
サービス利用支援費及 び継続サービス利用支 援費の割り当てについ て	サービス利用支援費(I)又は(I)及び継続サービス利用支援費(I)又は(I)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目(相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。))以降の件数分について、サービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)を割り当てること。なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定
継続サービス利用支援 費の算定月の取扱いに ついて	継続サービス利用支援費については、モニタリング期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。なお、機能強化型継続サービス利用支援費についても同様である。
障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて	指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援 給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。なお、機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利 用支援費を含む。)についても同様である。
同一の月に指定継続 サービス利用支援と指 定サービス利用支援を 行う場合について	計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。 なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費を含む。)についても同様である。
【特別地域加算】 こども家庭庁長官及び 厚生労働大臣が定める 地域は、次の各号のい ずれかに該当する地域 とする。	 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 竜美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村 小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島 半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 村定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域 中鴻振興特別措置法第三条第三号に規定する離島 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定計画相談支援基準に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできない。

取扱件数の取扱いについて	障害児支援利用援助費(I)と継続障害児支援利用援助費(I)については、指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数(相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。 取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)が、算定月における障害児支援利用費(I)又は継続障害児支援利用援助費(I)を適用する件数となる。
障害児支援利用援助費 及び継続障害児支援利 用援助費の割り当てに ついて	障害児支援利用援助費(I)又は(Ⅱ)及び継続障害児支援利用援助費(I)又は(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目(相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。))以降の件数分について、障害児支援利用援助費(Ⅱ)又は継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)を割り当てること。なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定
継続障害児支援利用援 助費の算定月の取扱い について	継続障害児支援利用援助費については、モニタリング期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不 在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続 障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支 援利用援助費を算定できること。なお、機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様である。
同一の月に指定継続障 害児支援利用援助と指 定障害児支援利用援助 を行う場合について	障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。機能強化型障害児支援利用援助費(機能強化型継続障害児支援利用援助費を含む。)についても同様である。
【特別地域加算】 こども家庭庁長官が定 める地域は、次の各号 のいずれかに該当する 地域とする。	 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 電美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地 山村振興法第一条第一項の規定により指定された振興山村 小笠原諸島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する小笠原諸島 七 半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域 九 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域 十 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島 ※ 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害児相談支援基準に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできない。

計画相談支援費と障害児相談支援費(基本報酬)の算定について③-1 ~計画相談支援の例~機能強化型

機能強化型算定要件	I	I	Ш	IV
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ただし、3名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援をンター又は障害者相談支援事業の業務(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務のよともについては、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。)と兼務しても差し支えないこととしている。	0		_	l
(1)-② 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。)と兼務しても差し支えないこととしている。		0	_	
(1)-③ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援をンター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。)と兼務しても差し支えないこととしている。	1	1	0	1
(1)-④ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名以上を常勤とするとともに、その内1名以上が現任研修を修了していること。 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。 配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務の業務である場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。)と兼務しても差し支えないこととしている。同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。	_	_	_	0

機能強化型算定要件	Ι	I	Ш	IV
(2)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。				
a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (g) その他必要な事項	0	0	0	0
b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。 c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。 会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。				
(2)-② 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。				
24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。	0	0		_
(2)-③ 新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること。				
現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。	0	0	0	0
(2)-④ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を行っていること。				
自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。	0	0	0	0
(2)-⑤ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。				
基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会 等に参加していること。	0	0	0	0
(2)-⑥ 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。【※】				
協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。	0	0	0	_

機能強化型算定要件	I	I	Ш	IV
(2)-⑦ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。【※】 具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-3相談支援事業実施要領の3の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。 「基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組」・地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営(※)、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。)等) (※)サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。なお、個人情報の取扱い等の観点から、相談支援部会を設置し、検討の場とする等、協議会に位置づけて実施することが望ましい。・学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害	0	0	0	_
者等の支援に係る専門的助言等。				
(3) 取扱件数が40件未満であること。 取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所において40件未満であること。 また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(「計画相談支援対象障害者等の平均数」)を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、1人につき相談支援専門員の.5人とみなして算定する。)の員数の前6月の平均値(「相談支援専門員の平均員数」)で除して得た数とする。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。	0	0	0	0

[※]

経過措置として、改正前(令和6年3月31日)に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、要件を満たしているものとみなす。

計画相談支援費と障害児相談支援費(基本報酬)の算定について③-2 ~計画相談支援の例~ 複数事業所が協働により体制を確保する場合の機能強化型

複数事業所が協働により体制を確保する場合

a体制要件

次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。

- (a)協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- (b)機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。
- (c)原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること
- (★)。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

b事業所要件

次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の 範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。

- (a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。
- (b)地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議 する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。

また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。

c人員配置要件(各事業所)

当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専 従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。

複数事業所が協働により体制を確保する場合の機能強化型算定要件	I	I	\blacksquare	IV
(1)-① 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ただし、3名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。)と兼務しても差し支えないこととしている。複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって要件を満たすことを可能とする。	0	_	_	
(1)-② 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援をンター又は障害者相談支援事業の業務(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。)と兼務しても差し支えないこととしている。複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって要件を満たすことを可能とする。		0	_	
(1)-③ 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その内1名以上が現任研修を修了していること。 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。 ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援を受害者相談支援事業の業務(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。)と兼務しても差し支えないこととしている。複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって要件を満たすことを可能とする。	_	_	0	
(1)-④ 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。	0	0	0	

複数事業所が協働により体制を確保する場合の機能強化型算定要件	I	I	Ⅲ	IV
(2)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (g) その他必要な事項 b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。 c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。 会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。なお、一体的に管理運営を行う事業所であって★の会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。	0	0	0	
(2)-② 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。 複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって要件を満たすことを可能とする。	0	0		
(2)-③ 新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること。 現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。 なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。	0	0	0	
(2)-④ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を行っていること。 自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。	0	0	0	
(2)-⑤ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会 等に参加していること。	0	0	0	
(2)-⑥ 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。【※】 協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。	0	0	0	

複数事業所が協働により体制を確保する場合の機能強化型算定要件	I	I	Ш	IV
(2)-⑦ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。【※】 具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-3相談支援事業実施要領の3の(1)のイの(イ)に規定されている基 <u>幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組</u> に協力していることとする。 「基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組」・地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営(※)、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。)等) (※)サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。なお、個人情報の取扱い等の観点から、相談支援部会を設置し、検討の場とする等、協議会に位置づけて実施することが望ましい。・学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等	0	0	0	
(2)-⑧ 運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。 又は障害者総合支援法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。	0	0	0	
(3) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取り扱い件数が40件未満であること。 また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(「計画相談支援対象障害者等の平均数」)を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、1人につき相談支援専門員の.5人とみなして算定する。)の員数の前6月の平均値(「相談支援専門員の平均員数」)で除して得た数とする。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。	0	0	0	

(X)

経過措置として、改正前(令和6年3月31日)に機能強化型サービス利用支援 費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、要件を満た しているものとみなす。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.2問32

- (1)協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。
- (2)協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能か。

(答)

(1)以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

(2) ここでいう協定とは、事業所間における取り決めのことをいい、事業所間相互の体制構築について確認し、書面により保管することを趣旨とするものであることから、協定の締結先に同一法人の事業所を含めることは可能である。

なお、「協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間」については、他法人の事業所と協定を締結する際に協定事項とすることを想定した事項であり、同一法人内の事業所のみで取り決めるまでもない場合は不要である。

平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1 問77

相談支援専門員1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。 (答)

取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、 継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した 件数は含めない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.2(平成27年度障害福祉サービス等報酬改訂に関するQ&AVOL.1問53一部修正) 機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定要件にある常勤の相談支援専門員の考え方如何。 (答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発1206001)第二の2の(3)の規定(※)に準じた取扱いとする。

なお、機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

(X)

第二総論

2 用語の定義(基準第2条)

(3)「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において 定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場 合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。 ただし、母性健康管理措置又は 育児、介護および治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者 の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間 数を30時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて 隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含 む。)の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差 し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべ き時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22 年法律第49号)第65 条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

VOL.2(平成27年度障害福祉サービス等報酬改訂に関するQ&AVOL.1問55ー部修正)

機能強化型(継続)サービス利用支援費における相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の具体的な取扱いについて示されたい。

(答)

相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の取扱いについては、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認するものとする。

なお、機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

VOL.2(平成27年度障害福祉サービス等報酬改訂に関するQ&AVOL.1問56一部修正)

機能強化型(継続)サービス利用支援費の要件にある基幹相談支援センター等とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

(答)

(自立支援)協議会や委託相談支援事業所を想定している。

なお、当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

なお、機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

VOL.2(平成30年度障害福祉サービス等報酬改訂に関するQ&AVOL.3問56一部修正)

機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定要件として、取扱件数が40件未満であることが示されているが、機能強化型(継続)サービス利用支援費を新たに算定するための届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。

(答)

届出提出月の前6月間の実績を基に取扱件数が40件未満であるかどうかを判断することとなる。例えば、令和3年6月から機能強化型(継続)サービス利用支援費を算定するためには、令和3年5月15日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前6月間である令和2年11月から令和3年4月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

なお、機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様の取扱いである。

令和6年度障害福祉サ<u>ービス等報酬改定等に関するQ&A</u>

VOL.1問61

機能強化型基本報酬 I 〜Ⅲの要件の一部で、「協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」とあるが、具体的な内容はどういうものか。

(答)

参画先については、市町村協議会への参画が基本であるが、市町村協議会内のどの会議等に参画するかについては問わない。専門部会や協議会の運営会議等も含まれるほか、相談支援事業所の連絡会等が個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討を行う場として協議会に位置づけられている場合も同様である。(地域体制強化共同支援加算においても同様。)

また、定期的であるとは、やむを得ない理由がある場合を除き、参画している会議等の開催時において原則として出席することをいう。なお、会議等の開催頻度や年間の開催回数は地域の実情に応じた適切な実施計画を立案して実施するものであるが、個別事例の検討を通じて地域課題の検討を行う取組については、月に1回程度は実施することが望ましい。

VOL.1問62

基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的に開催している場合、この場への参画をもって、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携緊密化を図るために必要な取組を実施していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたこととできるか。

(答)

市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。

ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある。

VOL.1問63

機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算では、原則として常勤専従が求められているところ、常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者を兼務することは可能か。

(答)

当該指定特定(障害児)相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

もっとも、主任相談支援専門員配置加算については、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導を実施することが要件とされていることを踏まえ、上記管理者の兼務については、主任相談支援専門員としての上記助言指導の実施に支障が生じないと認められる場合に限ることとする。

加算の算定について①

	加算	利用者負担上限額管理加算
単位数	計画相談支援	150単位
半世级	障害児相談支援	150単位
力几億	草の算定要件	【計画相談支援】 利用者負担額合計額の管理を行った場合
ДÜŞ	+v)#Æ&	【障害児相談支援】 通所利用者負担額合計額の管理を行った場合
	算定回数	
	酬を算定しない 算のみの算定	可
他の加	算との併給不可	
いては	- の支援業務にお は、複数の加算を ることはできない	
5	録(作成)	利用者負担上限額管理結果表
	備考	

加算	初回加算
計画相談支達	300単位
単位数 『中国11日歌文]後	500単位
加算の算定要件	【計画相談支援】 次のような場合 ① 新規にサービス等利用計画を作成する場合 なお、指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合についても含まれる ② 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス等を利用していない場合 ③ 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者等に面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること 【障害児相談支援】 次のような場合 ① 新規に障害児支援利用計画を作成する場合なお、指定障害児相談支援を利用せずに障害児遠所支援を利用している障害児相談支援が象保護者について障害児遠所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合 ② 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合 ③ 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が3月を超える場合であって、3月が経過する日以後に月2回以上、障害児等に面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問して面接することを要するものである。こともするよう努めること
算定回数	【計画相談支援】 上記③の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数)を加算する 【障害児相談支援】 上記③の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数)を加算する
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 【計画相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、サービス利用支援費算定時のみ) 【障害児相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、障害児支援利用援助費算定時のみ)

他の加算との併給不可 ※同一の支援業務にお いては、複数の加算を 算定することはできない	・退院・退所加算 ・居宅介護支援事業所等連携加算 ※初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 ・保育・教育等移行支援加算 ※初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 ・医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件が①の場合
記録	重ねて算定する場合について、入院時情報連携加算の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&AVOL.2問28を参照
備考	

平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問81

障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談 支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援 を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

(答)

算定できる。

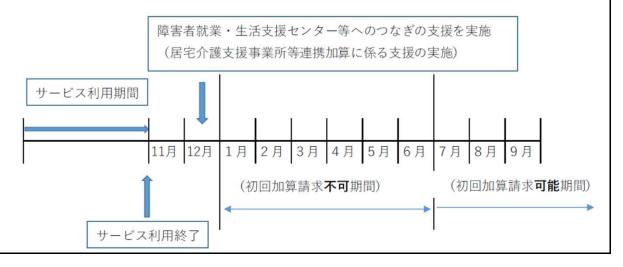
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVOL.2問28を参照

VOL.2問34

初回加算の算定月から、前6月において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できないとされているが、具体的にはどのような場合か。

以下の図のとおり、居宅介護支援事業所等連携加算を取得した場合は、加算を取得した最終月から 6月経過するまでは、初回加算を取得できないという趣旨である。



加算	入院時情報連携加算
単位数 計画相談支援	
^{単位数} 障害児相談支援	€ (Ⅰ)300単位 (Ⅱ)150単位
加算の算定要件	【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等が病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院するに当たり、 (I) 当該病院等の職員に対して、病院等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る <u>必要な情報</u> を提供した場合 (Ⅱ) (I)以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該計画相談支援対象障害者等に係る <u>必要な情報</u> を提供した場合
	【障害児相談支援】 障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院するに当たり、(I) 当該病院等の職員に対して、病院等を訪問し、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合(I) (I)以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該障害児に係る必要な情報を提供した場合に係る必要な情報を提供した場合
算定回数	【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度 【障害児相談支援】 障害児1人につき1月に1回を限度
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	ਹ
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務にお いては、複数の加算を 算定することはできない	・居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が①③④⑥の場合 ・保育・教育等移行支援加算の算定要件が①③の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場合に入院時情報連携加算(Ⅰ)を算定 できない
	情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について <u>記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。)</u> を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない
記録	※基準省令第30条第2項に規定する記録 ~計画相談支援の例~ — 福祉サービス等(保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス) の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 ロ アセスメントの記録 ハ サービス担当者会議等の記録 ニ モニタリングの結果の記録 等

【計画相談支援】

「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいう

なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とする

当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとする。その際、入院時情報提供書は、当該重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられるが、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算を算定することはできない

備考

【障害児相談支援】

「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児等の基本情報、障害児の 状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服 薬の状況等をいう

なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報 提供書を作成し、当該障害児等の同意の上、医療機関に提供することを基 本とする

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.2問28

記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録(相談支援台帳等)等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。 (答)

各加算(体制を評価するものを除く)の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

るよう整理し保管すること。 なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令 第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会 議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算(会議参加)を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見(考察)等を記録することが必要である。

も自事業所の記録様式に自らの所見(考	<i>談)</i> 寺を記録することか必要である。
加算名	記録に記載する事項
【利用者及び家族への面接に係る加算】 初回加算(重ねて算定する場合) 集中支援加算(訪問) 居宅介護事業所等連携加算(訪問) 保育・教育等移行支援加算(訪問)	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・面接の内容
入院時情報連携加算(Ⅰ)	・利用者氏名・担当相談支援専門員氏名・機関名、対応者氏名・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻・情報共有や情報提供等の概要
退院·退所加算 医療·保育·教育連携加算	 ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名 ・対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に 反映されるべき事項
【会議の開催、参加に係る加算】 集中支援加算(会議開催、会議参加) 居宅介護事業所等連携加算(会議参加) サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算(会議参加)	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者(氏名、所属・職種) ・検討内容の概要※(例:支援の経過、支援上の課題、課題への対応策) ※検討事項等に係る詳細については留意事項通知(この資料では、各加算の算定要件)のとおり。
サービス提供時モニタリング加算	 利用者氏名 担当相談支援専門員氏名 訪問した機関名、場所及び対応者氏名 訪問年月日、開始時刻、終了時刻 確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況 サービス提供時の利用者の状況 その他必要な事項

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.4問4

重度訪問介護の利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際に、計画相談支援事業所と 重度訪問介護事業所が共同で入院時情報提供書を作成した場合、計画相談支援事業所は入院時情報連 携加算を算定することは可能か。

(答)

計画相談支援事業所が重度訪問介護事業所と共同で入院時情報提供書を作成し、医療機関に訪問して当該病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算(I)を算定できる。

なお、訪問以外の方法で必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定するものとする。

VOL.4問5

入院時情報連携加算の算定にあたっては、入院時情報提供書を作成し、医療機関に提供することを基本とするとされているが、入院時情報提供書の様式にある情報は全て記載することが必要か。 (答)

連携先の医療機関に必要な情報(心身の状況や生活環境など)を提供することが目的であることから、入院時情報提供書の記載については、必要な情報が記載されているサービス等利用計画やアセスメントシート等の添付によって、一部を省略して差し支えないものとする。

加算	退院•退所加算
単位数 計画相談支援	300単位
^{単位数} 障害児相談支援	300単位
加算の算定要件	【計画相談支援】 病院若しくは診療所又は <u>障害者支援施設等</u> へ入院、入所等をしていた利用者が退院、退所し、障害福祉サービス等を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合
	病院若しくは診療所又は <u>児童福祉施設等</u> へ入院、入所等をしていた障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該 <u>障害児及びその家族に関する必要な情報</u> の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合
算定回数	【計画相談支援】 入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回分を限度
9+/CL3X	【障害児相談支援】 入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者の障害児支援利用計画の作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回分を限度
	不可
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	【計画相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、サービス利用支援費算定時のみ) 【障害児相談支援】
	(加算の算定要件に該当する場合の、障害児支援利用援助費算定時のみ)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務にお いては、複数の加算を 算定することはできない	・初回加算 ・医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件が①の場合(退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合)
	【計画相談支援】 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、 相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべ き内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から 求めがあった場合については、提出しなければならない。
記録	【障害児相談支援】 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、 相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべ き内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から 求めがあった場合については、提出しなければならない。
	※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照

【計画相談支援】

「障害者支援施設等」とは、障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)、生活保護法に規定する救護施設若しくは更生施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設、少年院法に規定する少年院若しくは更生保護事業法に規定する更生保護施設、法務省設置法に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)

「利用者に関する必要な情報」とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう

備考

【障害児相談支援】

「児童福祉施設等」とは、児童福祉法に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)、若しくは障害者支援施設、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設、少年院法に規定する少年院若しくは更生保護事業法に規定する更生保護施設、法務省設置法に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)

「障害児及びその家族に関する必要な情報」とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVOL.2問28を参照

# 自由	単位数 計画相談支援 150単位 ①④の場合 300単位 ②③⑤⑥の場合 基本報酬を算定する月を除く 障害児相談支援 これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、1 定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、ソ 障害者就業・生活支援センター等へ引継ぐ場合において、一定期間を要るものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲しるいずれかの業務を行った場合に 所定単位数を加算する ① 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援 (以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用を開始するに当たり、該指定居宅介護支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の認等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該対定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービ、計画の作成等に協力する場合 ② 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにたり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、	加算	居宅介護支援事業所等連携加算
これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合では適合のようで、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等へ引継く場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に 所定単位数を加算する。① 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援専門員が、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に 所定単位数を加算する。② 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援事業所のは指定介護予防支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所と一体的に運営している場合を除る。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の必要な情報を提供し、当該計算の作成等に協力する場合を除る。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所の一体的に運営している場合を除る。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画文は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合。② 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等る時間し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及び方の家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る)。計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等所の事業を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等が関値する会臓に優かる場合(4)計画相談支援対象障害者等が関値する会臓に発力の場合に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に気急合。⑤ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の医全党を訪問により、対して回以上、当該計画相談支援対象障害者等の医全党を訪問により、対しに対しまして、対しに対しまして、当該計画相談支援対象障害者等の固定のより、資害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の必要が所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援とフター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心場のが対してと、当該計画相談支援対象障害者等の正常な表別、資害者就、第十年表別、資害者就、第十年表別、資害者就、第十年表別、資害者が必要が事業が所に新たに雇用され、障害者就、第十年表別、第十年表別、資害者が必要が事業が所に新たに雇用され、障害者就、第十年表別、第十年表別、第十年表別、第一年表	これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、対定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又に障害者就業・生活支援センター等へ引継ぐ場合において、一定期間を要るものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲しるいずれかの業務を行った場合に 所定単位数を加算する ① 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用を開始するに当たり、認該指定居宅介護支援事業所として、当該指定居宅介護支援事業所といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営しいる場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の決等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該対定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービ、計画の作成等に協力する場合 ② 計画相談支援対象障害者等の指定居宅介護支援等の利用を開始するにたり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、	単位数計画相談支援	150単位 ①④の場合 300単位 ②③⑤⑥の場合 基本報酬を算定する月を除く
	の家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る) ③ 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにたり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合 ④ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等(以下「障害者護業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を対し、当該障害者が支援内容の検討に協力する場合 ⑤ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、以はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等の反び支援対象障害者等の所にあり、対象に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る) ⑥ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支対対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る雇用先事業が対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る雇用先事業が対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る雇用先事業が		これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に 所定単位数を加算する ① 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所の以は指定介護予防支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的心理登している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援事業所と一体的心理登している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等により、当該計画相談支援対象障害者等のが指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等の医宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等のの場合が状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合に限る)、当該計画相談支援対象障害者等の過費の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の場常の事業所に新たに雇用されるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の対策を開きる場合(⑤ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の近常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等のが通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援との人員な計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援との人員に打回以上居宅等の訪問により過度を持ち入場合。 ⑥ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援との人員に打して、当該計画相談支援対象障害者等の通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援との人員に打して、当該計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就美方と見知るに当たり、当該計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援とのの事業所に著たの書籍を記述を指述を持ちが通常の事業所に不同な必要的により表すによる表すに対しまれば、対しまれば、対しないは、対しないないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないは、対しないないは、対しないないないは、対しないは、対しないないは、対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

算定回数	計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(①から⑥までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにあたり、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できるただし、複数の指定居宅介護支援事業所等又は雇用先事業所等が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	可(2356の場合。基本報酬を算定している月は不可)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務にお いては、複数の加算を 算定することはできない	・初回加算 ※初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 ・入院時情報連携加算 ※居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が① ③④⑥の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場合 ※居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が③⑥の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合
記録	①及び④を算定する場合は、情報提供を行った日時、場所(事業所等へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。②及び⑤を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。③及び⑥を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照
備考	①及び④の「必要な情報を提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるものをいう ①の「作成等に協力する場合」、④の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう ②及び⑤の「面接」については、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう ③及び⑥の「指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等が開催する会議への参加」については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる

※ 入院時情報連携加算のVOL.2問28を参照

VOL.2問33

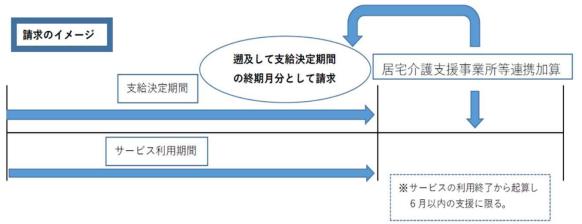
「居宅介護支援事業所等連携加算」における障害福祉サービスの利用終了後6月の算定について、 サービスの利用終了後に対象の支援を実施した場合はどのように算定するのか。 (答)

厚生労働省令(第34条の54)において支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とされている。

このため、以下に示す方法により算定すること。

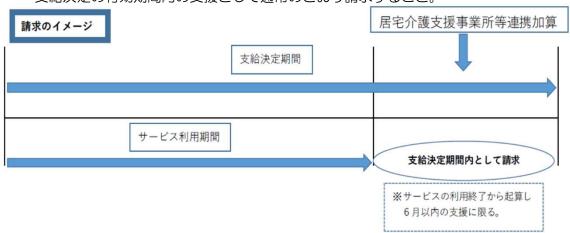
(i) 支給決定期間とサービスの利用終了月が同一の場合

サービス利用終了から起算して6月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間の終期月分として改めて請求すること。



(ii) 支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった(サービスの利用を終了した)場合

支給決定の有効期間内の支援として通常のとおり請求すること。



- (i)の場合、②⑤の居宅等を訪問し、面接を行った場合、③⑥の居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加した場合については、原則として終期月に実施することとされている継続サービス利用支援と同月の請求となることから、国保連合会での一次審査のチェックは警告として市町村審査の対象となるため、市町村においては適正な請求であるか確認の上支給すること。
- (ii) の場合において、サービスの利用終了に伴い、支給決定の取消しを行った場合※については、(i) と同様の方法によって請求を行うこと。

「保育・教育等移行支援加算」についても算定方法及び審査方法の取扱いは同様である。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【一部抜粋】 (支給決定の取消し)

第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。 - 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条 第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

VOL.2問35

居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

それぞれ、主な連携先は以下を想定している。

加算名	連携(つなぎ)先
居宅介護支援事業所等連携 加算 (介護保険への移行、進 学、企業等への就職による 障害福祉サービス利用終了 時)	指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
保育・教育等移行支援加算 (進学、企業等への就職に よる障害児通所支援利用終 了時)	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者就業・生活支援センター
集中支援加算	障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例(※)公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター

VOL.2問37

「居宅介護支援事業所等連携加算」、「保育・教育等移行支援加算」の算定に当たって「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」(計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報)とは具体的に何か。

(答)

「居宅介護支援事業所等連携加算」等の対象として「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容(※)等の情報提供を指す。

(※) 当該利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1 問66

居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法について、具体的な取扱いはどのようなものか。 (答)

- (i)障害福祉サービス等の支給決定期間中については、当該加算を算定できる
- ①~⑥に定める場合毎に、当該期間中に2回まで算定できるものである。
- 例:1月<①>、2月<①,②)>、3月<②>、4月<①,③>
- →①:2回、②:2回、③:1回算定可(4月の①のみ上限到達のため算定不可)
- (ii)障害福祉サービス等の支給決定期間後の6月間は、当該加算を算定できる
- ①~⑥に定める場合毎に、1月あたり各1回まで算定できるものである。
- 例:1月<①,③>、2月<①,②>、3月<②>、4月<①,②,③>
- →①:3回、②:3回、③:2回算定可 ※保育・教育等移行支援加算についても同様

	加算	保育・教育等移行支援加算
単位数	計画相談支援	150举位,①办担令
半世数	障害児相談支援	150単位 ①の場合 300単位 ②③の場合
		これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等(関係機関)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げる業務を行った場合に所定単位数を加算する
加第	節の算定要件	① 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設(以下「保育所等」という。)に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等(以下「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等にが、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 ② 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る) ③ 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等(関係機関)が開催する会議に参加する場合
1	算定回数	障害児が障害福祉サービス等を利用している期間において、①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(①から③までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。 例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、障害児等に面接を行いかつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。
	酬を算定しない 節のみの算定	可(②と③の場合。基本報酬を算定している月は不可)
※同- いてに	算との併給不可 -の支援業務にお は、複数の加算を ることはできない	・初回加算 ※初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 ・入院時情報連携加算 ※保育・教育等連携加算の算定要件が①③の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場合 ※保育・教育等移行支援加算の算 定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合

記録	①を算定する場合は情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ②を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ③を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。
	※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照
備考	①の「必要な情報を提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるものをいう ①の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該障害児に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう②の「面接」については、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること ③の「関係機関が開催する会議への参加」については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

- ※ 入院時情報連携加算のVOL.2問28を参照
- ※ 居宅介護支援事業所等連携加算のVOL.2問33を参照
- ※ 居宅介護支援事業所等連携加算のVOL.2問35を参照
- ※ 居宅介護支援事業所等連携加算のVOL.2問37を参照

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 居宅介護支援事業所等連携加算のVOL.1 問66を参照

加算		医療・保育・教育機関等連携加算
単位数	計画相談支援	200単位 ①指定サービス利用支援を行った場合 300単位 ①指定継続サービス利用支援を行った場合 300単位 ②の場合 150単位 ③の場合
甲位数	障害児相談支援	200単位 ①指定障害児支援利用援助を行った場合 300単位 ①指定継続障害児支援利用援助を行った場合 300単位 ②の場合 150単位 ③の場合
加算の算定要件		【計画相談支援】 次の①から③までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から③までに掲げる単位数を加算する ① 福祉サービス等提供機関(障害福祉サービス等を行う者を除く。)の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合 ② 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合 ③ 福祉サービス等提供機関(障害福祉サービス等を行う者を除く。)からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合 【障害児相談支援】 次の①から③までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から③までに掲げる単位数を加算する ① 福祉サービス等を提供する機関(障害児通所支援事業者及び障害児支援利用援助を加算する ① 福祉サービス等を提供する機関(障害児通所支援事業者及び障害児支援利用援助を行った場合 ② 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合 ② 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して場合 ② 福祉サービス等提供機関(障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス等提供機関(障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス等提供機関(障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス等提供機関(障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス等提供機関(障害児通所支援事業者及び障害福祉サービス等提供機関に対して、福祉サービス等提供機関に関する必要な情報を提供した場合
	算定回数	【計画相談支援】 ①から③までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する 例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる ① 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度 ② 1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度 ③ 次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度 (1) 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」という。) (2) 福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。) ③の病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して②の通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である

	【障害児相談支援】 ①から③までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する 例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる ① 障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度②1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度③次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度(1)病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」という。)(2)福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。) ③の病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して②の通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	能である 不可 【計画相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ) 【障害児相談支援】 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、複数 の加算を算定することはできない	・初回加算 ※医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件が①の場合・退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けているとき ※医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件が①の場合 ・サービス担当者会議実施加算 ※医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件が①の場合
記録	福祉サービス等提供機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照
	連携の対象機関について、指定計画相談支援の実施にあたっては、計画相談支援基準上、障害福祉サービス等事業者(障害児相談支援基準上、障害児通所支援等事業者)と連携することが求められているところ、障害福祉サービス等事業者(障害児通所支援等事業者)以外の福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害福祉サービス等事業者(障害児通所支援等事業者)以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、児童相談所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる。 ①の福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まれていてきる。
備考	するため、サービス担当者会議には障害福祉サービス等(障害児通所支援等)の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、当該加算の算定にあたっては、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むものとした上で、当該職員との面談と同様の評価としている。そのため、サービス担当者会議の開催に当たって

は、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者を加えることが望ましい。

②の利用者への通院同行については、当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。

なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。

③の福祉サービス等提供機関への情報提供については、次の区分ごとに それぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。

- 病院等、訪問看護事業所
- (二)(一)以外の福祉サービス等提供機関

なお、→に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。

平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問83

「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

留意事項通知で示しているとおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画等」という。)を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス 等利用計画等に位置付けることが望ましい。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVOL.2問28を参照

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問67

医療・保育・教育機関等連携加算について、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議については、どのような機関であっても対象と認められるか。

原則として、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関に限ることとするが、サービス等利用計画に新たに福祉サービス等を位置付ける予定である場合、急遽利用者等に状況の変化が生じた場合であって、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議を行う必要が生じた場合は、対象として差し支えない。

なお、「福祉サービス等提供機関」とは障害福祉サービス等を含むものであるが、本加算の算定に 当たっては障害福祉サービス等事業所以外との連携に限るものであるので留意されたい。

VOL.1問68

医療・保育・教育機関等連携加算(福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議)について、 サービス担当者会議を開催し、障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員が出席した上で必要な情報の提供を受けた場合に算定可能か。

サービス担当者会議に際して障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員から情報提供を受ける場合も本加算の算定は可能である。ただし、情報提供を受ける方法は当該職員が会議への出席(オンラインを含む)により行われた場合に限られる。

加算		集中支援加算
単位数	計画相談支援	300単位 ①②③④の場合 150単位 ⑤の場合
+11140	障害児相談支援	300単位 ①②③④の場合 150単位 ⑤の場合
加拿	節の算定要件	【計画相談支援】 次の①から⑤までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から⑥までに掲 げる単位数を加算する ① 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市

算定回数	【計画相談支援】 ①から⑤までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する例えば、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ 所定単位を算定できるただし、①から③までについては、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする④については、1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする⑤については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする(1)病院等及び訪問看護ステーション等(2)福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)の病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して④の通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である 【障害児相談支援】①から⑤までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合りた単位数を加算する例えば、1月に2回以上障害児等に面接し、かつ、障害児への通院同行を行う場合は、それぞれ所定単位数を算定できるただし、①から③までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする④については、1月に3回を限度とする⑤については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする⑥については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする(1)病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)⑥の病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して④の通院同行により情報提供と同じ月において、同病院等に対して④の通院同行により情報提供と同じ月において、同病院等に対して④の通院同行により情報提供と同じ月において、同病院等に対して④の通院同行により情報提供と同じ月において、同病院等に対して④の通院同行により情報提供と同じ月において、同病院等に対して●の通院同行により情報提供と同じ月において、同病院等に対して●の通院同行により情報提供と同じ月において、同病院等に対して●の通院同行により情報提供と同じ月において、元の病院等に対して●の通院同行により情報提供と同じ月において、同病院等に対して●の通院同行により情報提供と同じ月において、元の病院等に対して●の通院同行により情報提供と同じ月において、元の病院等に対して●の病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能といる。
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	可(基本報酬を算定している月は不可)
他の加算との併給不可 ※同一の支援業務にお いては、複数の加算を 算定することはできない	・入院時情報連携加算(I) ※集中支援加算の算定要件が③の場合 ・居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が③⑥の場合 ※集中支援加 算の算定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合 ・保育・教育等移行支援加算の算定要件が③の場合 ※集中支援加算の算 定要件が③の場合で、会議の趣旨、つなぎ先等が同様の場合
記録	①を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。②を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。③を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照

【共通】

当該加算は、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意すること

【計画相談支援】

連携の対象機関について、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、サービス等利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等をいう

①の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその 家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう

「面接」については、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認する とともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪 問して面接するよう努めること。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、 障害者支援施設等、病院をいう

②の「サービス担当者会議」の開催に当たっては、計画相談支援基準に 規定されているとおり、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対す る意向等を確認しなければならない

る意向等を確認しなければならない ④の利用者への通院同行については、当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している

なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと

⑤の福祉サービス等提供機関への情報提供については、次の区分ごとに それぞれ1 月に 1 回を限度に算定するものとしている

─病院等、訪問看護事業所

□─以外の福祉サービス等提供機関

なお、→に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと

【障害児相談支援】

連携の対象機関について、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、障害児支援利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院等、企業、地方自治体等をいう

①の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、障害児等、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう

「面接」については、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認する とともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問し て面接するよう努めること

②の「サービス担当者会議」の開催当たっては、障害児等も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない

備考

④の利用者への通院同行については、当該加算は、単に障害児の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該障害児の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及び障害児支援利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、障害児の状態に変化があった場合又は障害児の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及び障害児支援利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している

なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと

⑤の福祉サービス等提供機関への情報提供については、次の区分ごとに それぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている

- 一病院等、訪問看護事業所
- □□以外の福祉サービス等提供機関

なお、→に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

- ※ 入院時情報連携加算のVOL.2問28を参照
- ※ 居宅介護支援事業所等連携加算のVOL.2問35を参照

VOL.2問36

「集中支援加算」と「サービス担当者会議実施加算」におけるサービス担当者会議の要件はそれぞれどのように異なるのか。

(答)

「集中支援加算」の算定に係るサービス担当者会議については、臨時的な会議開催の必要性が生じた状況のもと、利用者に利用するサービスに対する意向等を確認し、かつ、支援の方向性や支援の内容を検討することを円滑に行う必要があることから、利用者や家族の会議への参加を算定の要件としている。

一方、「サービス担当者会議実施加算」は、モニタリングに際してサービス担当者会議を開催した場合に算定が可能である。モニタリングでは利用者との居宅等での面接を含め、別途利用者と接し、利用者の状況や解決すべき課題の変化を把握する機会があること等から利用者の会議出席を必須とはしていないものの、本人及びその家族の意向を丁寧に反映させる観点から、可能な限り参加を求めることが望ましい。

加算	サービス担当者会議実施加算
	談支援 100単位
単四数 障害児村	目談支援 100単位
加質の質字型	【計画相談支援】 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合
加算の算定要件	【障害児相談支援】 継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児相談支援対象保護者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合
算定回数	【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度 【障害児相談支援】 障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度
基本報酬を算定 加算のみの算	
他の加算との併ん ※同一の支援業務 いては、複数の加算定することはでき	にお ・医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件が①の場合 ^{算を}
記録	サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない ※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照
備考	【計画相談支援】 サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、計画相談支援基準第15条第2項第12号に規定するとおりとする サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できない 【障害児相談支援】 サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、障害児相談支援基準第15条第2項第10号に規定するとおりとする サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該

VOL.1問84

「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の 担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらないと算定できないのか。 (答)

サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましい が、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場 合は、当該加算を算定することはできない。

VOL.1問85 モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することに なった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないの か。

(答)

モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することと なった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係 者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

- **※** 入院時情報連携加算のVOL.2問28を参照
- ※ 集中支援加算のVOL.2問36を参照

	加算	サービス提供時モニタリング加算
単位数	計画相談支援	100単位
半世数	障害児相談支援	100単位
加算の算定要件		【計画相談支援】 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス 等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障 害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認する ことにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録 を作成した場合
		【障害児相談支援】 継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児 支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害 児通所支援の提供場所を訪問し、支援の提供場面を直接確認することによ り、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成し た場合
算定回数		【計画相談支援】 計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度 ただし、1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は 39件(相談支援員の場合は19件)を限度とし、当該利用者が利用する指 定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当 該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定で きない
		【障害児相談支援】 障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度 ただし、1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は 39件(相談支援員の場合は19件)を限度とし、当該障害児が利用する障 害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業 所における支援提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できない
	酬を算定しない 算のみの算定	可
他の加	算との併給不可	
いては	- の支援業務にお は、複数の加算を ることはできない	
		【計画相談支援】 サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録する。 ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の利用者の状況 ウ その他必要な事項
	記録	【障害児相談支援】 支援提供時のモニタリングを実施するに当たっては次のような事項を確認し、記録する。 ア 障害児通所支援の事業所等における支援の提供状況 イ 支援提供時の障害児の状況 ウ その他必要な事項
		【共通】 記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった 場合については、提出しなければならない
		※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照

障害福祉サービス等の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、 指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えて テレビ電話装置等を活用してサービス提供場面を確認することも可能であ る

なお、一定の距離については、障害福祉サービス等の提供場所等への訪問に片道概ね1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること

備考

【障害児相談支援】

障害児通所支援の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用して支援提供場面を確認することも可能である

なお、一定の距離については、障害児通所支援の提供場所等への訪問に 片道概ね1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機 関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法 を選択した場合の待機時間も含むものであること

平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問86

「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。

(答)

算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

VOL.1問87

複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。 (答)

複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である。

VOL.1問88

「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、取扱件数と同様に前6月平均なのか。

(答)

取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する場合があることに配慮して前6月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前6月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVOL.2問28を参照

加算	主任相談支援専門員配置加算
計画和談古塔	(I)300単位
単位数 障害児相談支援	(1)300単位 (1)100単位
FEDTIONXJA	相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ算定(I)
	○事業所の要件 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)に限る ○主任相談支援専門員が行うべき事項 主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される
	取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定(Ⅱ)
	当該指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)の従業者又は当該指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定
算定回数	
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可	
※同一の支援業務においては、複数の加算を 第定することはできない	
記録	
	主任相談支援専門員は原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所(指定特定相談支援事業所)、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務(ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。)と兼務しても差し支えないこととしているこのほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている(機能強化型の兼務不可を除く。)
備考	(I)の「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならないア利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催イ新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施ウ当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人

材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言工 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。)等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること

(Ⅱ)の「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない

ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達 等を目的とした会議の開催

イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施

ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言工 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。)等への主任相談支援専門員の協力

研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問64

主任相談支援専門員配置加算(I)の対象事業所として、基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定(障害児)相談支援事業所としているが、地域の相談支援の中核を担う機関については、具体的にはどのような事業所を対象とすべきか。

(答)

基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、地域において中心的に基幹相談支援センターの中核的な業務である以下の業務を担っている相談支援事業所を想定しており、具体的には当該事業所に配置される主任相談支援専門員が、以下に掲げる基幹相談支援センターの取組に明確な役割をもって協力している或いは基幹相談支援センターが未設置の地域において、基幹相談支援センターが設置されるまでの間、下記の取組を市町村と共に主体的に実施することが必要である。

(参考) 地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-3相談支援事業実施要領の3の(1)のイ

- (イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
- (ウ) 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

VOL.1問65

主任相談支援専門員加算(I)を算定する場合、市町村長から地域の相談支援の中核を担う機関として認められる必要があるが、そのために指定特定(障害児)相談支援事業所はどのような手続きが必要か。

(答)

当該加算を算定する体制届を受理することをもって、市町村長が認めたものとするが、市町村が認めるにあたり、協議会の相談支援部会等の意見を聴取することが望ましく、複数市町村が共同で相談支援体制を構築している場合には、その構成市町村の意見も聴取することが望ましい。

なお、基幹相談支援センターの運営の委託を受けている又は児童発達支援センターと一体的に運営されている指定特定(障害児)相談支援事業所である場合、当該事実をもって要件を満たしているものとする。よって、当該加算を算定する体制届を提出することのみで足りるものであり、市町村から改めて認められることは要しない。

加算		ピアサポート体制加算
計画相談古塔		100単位
単位数	障害児相談支援	100单位
加算の算定要件		都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができるア障害者又は障害者であったと市町村長が認める者(以下「障害者等」という。)であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画(障害児)相談支援に従事する者イ管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画(障害児)相談支援に従事する者なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする
Ĺ	算定回数	
	酬を算定しない 『のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加	算との併給不可	
いては	-の支援業務にお は、複数の加算を ることはできない	
	記録	
		研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、 当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加 算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を 公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たって は、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨 (※)を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ること が必要である ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情 報として知ってもらうために公表するものである
		研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修
	備考	障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」について は、以下の書類又は確認方法により確認するものとする (ア) 身体障害者 身体障害者手帳 (イ) 知的障害者 ① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相 談所に意見を求めて確認する

(ウ) 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない。)

- ① 精神障害者保健福祉手帳
- ② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)
- ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていた ことを証明する書類
- ④ 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)
- ⑤ 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること) 等(工) 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

(オ) その他市町村が認める書類又は確認方法

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問7

ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。

(答)

算定することが可能である。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問8

加算の算定に当たっては、障害者ピアサポート研修修了者である障害者等又は事業所の職員が、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上行うこととされているが、1つの事業所における従業者が障害者ピアサポート研修修了者である障害者等と事業所の従業者の2名のみである場合や、障害者ピアサポート研修修了者である障害者等が管理者及び相談支援専門員の業務を兼務し、他の従業者がいない場合においては、加算を算定できないのか。(答)

以下の形式による研修を実施した場合には算定可能である。

- 指定基準の規定により配置すべき従業者以外の従業者(事務職員等)への研修
- ・従業者が2名のみである場合は、それぞれの従業者を互いに対象とした研修
- ・従業者が1名のみである場合は、振り返りのための自習

加异切异.	定について(13)	
加算		行動障害支援体制加算
単位数	計画相談支援	(I)60単位 (I)30単位
+1±xx	障害児相談支援	(I)60単位 (I)30単位
		【計画相談支援】 行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を 実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実 践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了し、当該研修の事業を行った 者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた常勤の相談支 援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体 制が整備されていること
		(I) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して (二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである (一)対象となる障害者 当該区分は、支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、かつ、 行動関連項目合計点数が10点以上である者(以下「強度行動障害者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が強度行動障害児者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載(障害支援区分、利用サービス、加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる
		(二)対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者 に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、 「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害児 者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害 児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害児(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準平成27年厚生労働省告示第181 号)第6号のイの(3)に規定する表(児基準の合計点数が20点以上である児童)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである (Ⅱ)
加算の算定要件	当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである 【障害児相談支援】 行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児への支援を現に実施している又は行動障害のある障害児について適切に対応できる体制が整備されていること (I) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支1援を行っている場合に算定するものである (一)対象となる障害児	
		当該区分は、支援対象者の要件を児基準の合計点数が20点以上である者(以下「強度行動障害を有する児」という。)としている。そのため、障害児が強度行動障害を有するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載(加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる

	(二) 対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害を有する児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害を有する児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害を有する者(障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目の合計点数が10点以上である者)又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである(Ⅱ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである
算定回数	【計画相談支援】 当該加算は行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものである 【障害児相談支援】 当該加算は行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する障害児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可	
※同一の支援業務にお いては、複数の加算を 算定することはできない	
記録	
備考	【計画相談支援】 強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意 【障害児相談支援】 強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意 【共通】
	研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある

VOL.1問89

「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

(答)

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

VOL. 1 問90

「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加 算が算定できるのか。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第一の1の(4)の規定(※)に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(×)

第一の1の(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。

VOL.1問91

「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

(答)

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

VOL.3問13

「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を1名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、1事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を1名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。 (答)

「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

VOL.3問14

「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を 算定できるのはいつまでか。

(答)

月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

VOL.1問71

行動障害者支援体制加算(I)、精神障害支援体制加算(I)、高次脳機能障害支援体制加算(I)の算定にあたって、複数の加算の要件である研修修了者が同一人物の場合であって、当該者により複数の加算の算定要件に該当する利用者1名を支援することをもって、行動障害者支援体制加算(I)、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算(I)を複数算定することができるか。

(答)

研修修了者と対象者となる利用者がそれぞれ1名のみである場合、複数の加算を算定することはできず、行動障害者支援体制加算(I)、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算(I)のいずれか一つの加算を選択して算定することとなる。

なお、上記で算定しなかった加算については、(II)の区分で算定することができるため、申し添える。

VOL.1問72

行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算(I)の算定対象は、各加算で対象者と規定する利用者のみか。

| また、研修修了者が計画(障害児)相談支援を行った利用者のみ(Ⅰ)の区分で算定可能か。 (答)

各種支援体制加算(I)の要件を満たす場合、全ての利用者の基本報酬について加算されるものである。

また、要件を満たすためには、研修修了者が各種支援体制加算で対象者と規定する利用者に対して 支援を行う必要がある。

VOL.1問73

行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算(I)については、研修修了者が現に計画(障害児)相談支援を行っていることが要件とされているが、計画(障害児)相談支援を行っていることとは、具体的にどのような支援が行われていることを要するか。

(答)

原則として、研修修了者がサービス利用支援又はモニタリングを行っていることを要する。

なお、研修修了者が他の相談支援専門員と共同で利用者を担当している等により、サービス利用支援又はモニタリングの業務の一部を担当している場合であっても、その他の相談支援専門員に対する指導・助言等の体制が確保されている場合については、研修修了者が計画(障害児)相談支援を行っていることと扱って差し支えない。

	加算	要医療児者支援体制加算
単位数	計画相談支援	(Ⅰ)60単位 (Ⅱ)30単位
单位数	障害児相談支援	(Ⅰ)60単位 (Ⅱ)30単位
		【計画相談支援】 人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていること
		(I) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである(一)対象となる障害者 当該区分は、支援対象者にスコア表(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表)の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(以下「対象医療的ケア児者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることしている。なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載(加算対象等)により確認が可能な場合は、これ
		によって確認することも考えられる (二)対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者(18歳未満の者に限る。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである (Ⅱ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨
加算の	の算定要件	国該区方は、研修を修了した相談支援等的員を「名以上配直し、その旨を公表している場合に算定するものである 【障害児相談支援】 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等への支援を現に実施している又は医療的ケア児等について適切に対応できる体制が整備されていること

I	
	(I) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである(一)対象となる障害児 当該区分は、支援対象者の要件を医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童(以下「対象医療的ケア児」という。)としている。そのため、障害児が対象医療的ケア児に当るかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載(加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる(二)対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることとを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと
	なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである(Ⅱ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨
	を公表している場合に算定するものである。
算定回数	【計画相談支援】 当該加算は医療的ケア児等に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、医療的ケア児等のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものである 【障害児相談支援】 当該加算は医療的ケア児等に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、医療的ケア児等
	のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可(加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可	
※同一の支援業務においては、複数の加算を算定することはできない	
記録	
備考	【計画相談支援】 医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意 【障害児相談支援】 医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意
	【共通】 この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある

※ 行動障害支援体制加算を参照

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 行動障害支援体制加算を参照

精神障害者支援体制加算
(Ⅰ)60単位 (Ⅱ)30単位
(Ⅰ)60単位 (Ⅱ)30単位
【計画相談支援】 精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修(精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業により行われる研修)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていること(Ⅰ)
(一) 対象となる障害者 当該区分は、支援対象者に障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者(以下「精神障害者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、当該確認にあたって、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することも考えられる(二)対象者への支援
当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、精神障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、精神障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくことなお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害
児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである(三)病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構
<u>築されていること</u> を要件としている (Ⅱ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨 を公表している場合に算定するものである
【障害児相談支援】 精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修(精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修事業にあいて行われる研修)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神に障害を有する児童への支援を現に実施しており、かつ、障害児が通院する病院等若しくは障害児が利用する訪問看護事業所における保健師、看護師若しくは精神保健福祉士等と必要な連携をとっている又は精神に障害

	(Ⅰ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(→)に規定する障害児に対して口に規定する支援を行っており、(□)に規定する連携体制が構築されている場合に算定するものである (一)対象となる障害児
	当該区分は、支援対象者の要件を児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童(以下「精神に障害のある児童」という。)としている。そのため、障害児が精神に障害のある児童に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することが考えられる
	(二)対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神に障害のある 児童に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としている が、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、精神に障 害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていることとす る。そのため、精神に障害のある児童に対する指定障害児相談支援の実施 状況について管理しておくこと
	なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである (三)病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制
	当該区分は、 <u>精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所</u> であって、 <u>障害児が通院又は利用する</u> ものの <u>保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること</u> を要件としている
	(Ⅱ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨 を公表している場合に算定するものである
算定回数	【計画相談支援】 当該加算は精神障害者等に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、精神障害者等のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものである
异 .化凹数	【障害児相談支援】 当該加算は精神に障害を有する児童に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、精神に障害を有する児童のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	不可 (加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可	
※同一の支援業務においては、複数の加算を 第定することはできない	
記録	

精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意

(I)の「保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること」とは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていることとする

また、「精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所」とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、「利用者が通院又は利用する」とは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることとする

【障害児相談支援】

備考

精神障害を有する児童の保護者から利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意

(I)の「保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること」とは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神に障害のある児童に対する支援に関して検討を行っていることとする

また、「精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所」とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、「障害児が通院又は利用する」とは、障害児が前1年以内に通院又は利用していることとする

【共涌】

この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある

平成30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 行動障害支援体制加算を参照

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問69

精神障害支援体制加算(I)において、対象者としている「精神障害者」の範囲についてはどのようになっているか。

(答)

同加算において、対象者は法第4条第1項に規定する精神障害者としている。

なお、発達障害を有する者はこれに含まれ、精神障害を伴わない知的障害を有する者はこれに含まれない。

VOL.1問70

精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算(I)の対象者について、どのように確認するのか。

(答)

原則として医師の診断を文書で確認することとし、診断書、診療情報提供書等によるものとする (精神障害者の場合は精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証も可)が、医師 の診断が明確に確認できる看護サマリー、リハビリテーション計画等の文書により確認することとし てもよい。

※ 行動障害支援体制加算を参照

	加算	高次脳機能障害支援体制加算
当位数	計画相談支援	(Ⅰ)60単位 (Ⅱ)30単位
半世数	障害児相談支援	(Ⅰ)60単位 (Ⅱ)30単位

脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修(当該研修と同等の内容のものであること)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して (二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである

(一) 対象となる障害者

当該区分は、支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること

- ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書
- イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書
- ウ その他医師の診断書等(原則として主治医が記載したものであること。)

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、

「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象高次脳機能障害者(18歳未満の者に限る。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである

(Ш).__

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨 を公表している場合に算定するものである

加算の算定要件

【障害児相談支援】

当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者(以下「高次脳機能障害者」という。)であって満18歳に満たないもの(以下「高次脳機能障害児」という。)に対して適切な障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修(基礎研修及び実践研修)に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害児への支援を現に実施している又は高次脳機能障害児について適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる

ı	
	(I) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである(一)対象となる障害児 当該区分は、支援対象者の要件を高次脳機能障害児としている。そのため、障害児が高次脳機能障害児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認に当たっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によることア障害児通所支援等の支給決定における医師の意見書イ精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書ウその他医師の診断書等(原則として主治医が記載したものであること。)(二)対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害児の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件といるが、「現に指定障害児相談支援を行っていることとを要件といるが、「現に指定障害児相談支援を行っていることとを要件といるが、「現に指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害児の保護者に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくことなお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を表表する場合であって、においます。
	して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである 【(Ⅱ)
	当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨 を公表している場合に算定するものである
算定回数	【計画相談支援】 当該加算は高次脳機能障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、高次脳機能障害者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものである 【障害児相談支援】 当該加算は高次脳機能障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、高次脳機能障害児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の場合である。
 基本報酬を算定しない	保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助 を実施する場合に加算することができるものである 不可
型がある。 本の語では、 を表現している。	(加算の算定要件に該当する場合の、基本報酬算定時のみ)
他の加算との併給不可	
※同一の支援業務においては、複数の加算を 第定することはできない	
記録	
	【計画相談支援】 高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に 対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとす ることに留意
備考	【障害児相談支援】 高次脳機能障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意
	【共通】 この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある

VOL.1問9

「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」とは、どのような研修が該当するのか。 答)

「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」(令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知)の別添実施要綱で定める標準的なカリキュラムと同等の内容であると認められる研修が該当する。

例えば、高次脳機能障害情報・支援センター(国立障害者リハビリテーションセンター)が実施した「令和5年度高次脳機能障害支援・指導者養成研修会(実践研修)」(3日間研修)や高次脳機能障害の支援拠点機関等が同センターから研修パッケージを借り受けて実施した高次脳機能障害支援養成研修(基礎研修及び実践研修)については、これに該当するものである。

なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではないが、講演や研修等の一部として高次脳機能障害の概略に触れただけのものや、標準的なカリキュラムの限定された一部分のみの講義を実施しただけのもの等については認められない。

VOL.1問10

これまで高次脳機能障害の支援拠点機関等により実施された研修の中には、高次脳機能障害支援養成研修の標準的なカリキュラムと共通している研修もあるため、このような研修の修了者を対象として、標準的なカリキュラムの内容と比較して不足している科目等について、追加的に研修として実施することで、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」として扱うことができるか。 (答)

過去に実施した研修の修了者の名簿が管理されているなど、都道府県において研修の受講状況を確認できる場合については、差し支えない。

VOL.1問11

「研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。」とあるが、その他の書類等により確認できる場合とは具体的にどのような場合か。 (答)

紛失した等の理由により申請者の修了証を確認できない場合でも、例えば研修を実施した都道府県において、修了者のリストを作成しており確認できる場合等、都道府県において当該申請者が確実に研修を修了していると認められる書類等がある場合には、研修を修了したものと認めても差し支えない。

VOL.1問12

他都道府県で実施された高次脳機能障害支援養成(実践研修)の修了証をもって、研修を修了したものと認めてよいか。

(答)

貴見のとおり。「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」(令和6年2月19日付け障障発 0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障 害保健課長通知)の別添実施要綱に基づき実施された研修は全国で統一されたカリキュラムであるので 差し支えない。

なお、修了証において高次脳機能障害支援養成研修に準ずる研修として記載されているものについて も、研修カリキュラム等を確認して、高次脳機能障害支援養成研修と同等の内容であると都道府県が認 める場合には、研修を修了したものと認めても差し支えない。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

- ※ 精神障害者支援体制加算のVOL.1 問70を参照
- ※ 行動障害支援体制加算を参照

	加算	地域生活支援拠点等相談強化加算
単位数	計画相談支援	700単位
十四奴	障害児相談支援	700単位
加算の算定要件		【計画相談支援】 障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(以下「連絡・調整」という。)を行った場合
		【障害児相談支援】 障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(以下「連絡・調整」という。)を行った場合
É	算定回数	【計画相談支援】 当該要支援者1人につき1月に4回を限度 【障害児相談支援】
**		当該要支援児1人につき1月に4回を限度
加算	酬を算定しない 『のみの算定	可
※同一の支援	算との併給不可 登業務においては、複数 定することはできない	(自立生活援助又は地域定着支援との関係は備考参照)
	記録	当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない
		※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照
備考		【計画相談支援】 他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであることなお、指定自立生活援助事業所又は指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定自立生活援助事業所又は当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る自立生活援助における緊急時支援加算又は当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする
		【障害児相談支援】 他の指定障害児相談支援事業所において指定障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること
		【共通】 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けら れていることを定めていること

VOL.1問14

「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

(答)

例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、

- 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- 精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

VOL.1問15

拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算(地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算)の算定は可能か。

(答)

当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

VOL.1問16

市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如 何。

(答)

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問74

地域生活支援拠点等相談強化加算について、1月に4回を限度して加算するものとされているが、 算定回数の考え方はどのようなものか。

(答)

当該加算については、緊急の事態への対処を評価するものであるため、同一の緊急事態において複数の指定短期入所事業者と連絡・調整を行った場合については、当該加算を1回のみ算定するものである。

加算		地域体制強化共同支援加算
みた*** 計画 [*]	相談支援	2000単位
		2000単位
加算の算定要件		【計画相談支援】 支援が困難な利用者に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合 【障害児相談支援】 支援が困難な障害児に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等(以下
		「支援関係者」という。)が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養や又は地域において生活する上で必要となる説明等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合
 	೬ π	【計画相談支援】 当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度
并是回答	**	【障害児相談支援】 当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度
基本報酬を算成 加算のみの		可
他の加算との例	并給不可	
※同一の支援業 いては、複数の 算定することは ⁻	加算を	
記録		当該加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明及び指導等の必要な支援を行った場合は、 <u>その内容</u> を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない ※記録については、入院時情報連携加算の項目を参照
		【計画相談支援】 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に基準省令第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする①運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていることを定めていることをであることを市町村により位置では、関係機関との連携体制を確保する(支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保している)とともに、協議会に定期的に参画している(協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っているして定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っているしては、別用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること
備考		

なお、当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること

なお、協議会等への報告の内容等詳細については、「(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)」を参照すること

【障害児相談支援】

相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告

当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする

- ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること
- ② 拠点関係機関との連携体制を確保する(支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保している)とともに、協議会に定期的に参画している(協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っている)こと。

また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとして は、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある 課題があるものであるため、事例の選定に当たってはその点に留意すること

なお、当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること

なお、協議会等への報告の内容等詳細については、「(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)を参照すること

【共通】

「その内容」については、入院時情報連携加算の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL,2問28を参照

- ※ 地域生活支援拠点等相談強化加算のVOL.1問15を参照
- ※ 地域生活支援拠点等相談強化加算のVOL.1問16を参照

VOL.1問20

「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。

・ 医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者(ボランティア、自治会等)を含む。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 入院時情報連携加算のVOL.2問28を参照

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※ 計画相談支援費と障害児相談支援費(基本報酬)の算定について④のVOL.1問61を参照

VOL.1問75

地域体制強化共同支援加算について、協議会に報告する事例については、どのような考えにより選定すべきか。

また、同一の世帯に複数の利用者がいる場合、加算の算定回数についてはどのようになるか。 (※)

当該加算で協議会等へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。なお、例えば、同一の世帯に複数の利用者がいる場合であって、それぞれ抱える課題が同一の地域課題によるものと考えられる場合については、当該加算を1回のみ算定するものとする。

VOL.4問6

「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」のうち計画相談支援について、地域生活支援拠点等が「2.該当」の場合は、地域体制強化共同支援加算は「1.なし」を選択することとなっているが、地域生活支援拠点等に該当する場合でも、当該加算を算定できないという意味か。
(答)

相談支援事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられている場合は、地域体制強化共同支援加算の要件を満たすことから、地域体制強化共同支援加算の対象となる。

「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載については、データ処理システム上の事由から、地域生活支援拠点等が「2.該当」の場合、地域体制強化共同支援加算対象は「1.なし」を選択するようお願いをしていることころ。

なお、地域生活支援拠点等の位置付けと地域体制強化共同支援加算の関係について、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載方法を以下のとおり整理したので、参照いただきたい。

1. 相談支援事業所が、地域生活支援拠点等に位置付けられていない場合地域生活支援拠点等:「1. 非該当」を選択

地域支援体制強化共同支援 加算:

(加算要件に該当していない場合)「1. なし」 →加算の算定対象とならない

(加算要件に該当している場合) 「2. あり」 →加算の算定対象

※参考:地域体制強化共同支援加算の要件

(下記のいずれかに該当する場合、地域体制強化共同 支援加算の算定 対象となる

- ①運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている
- ②拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している
- 2. 地域生活支援拠点等に位置付けられている場合

地域生活支援拠点等:「2.該当」

地域支援体制強化共同支援加算:「1. なし」を一律に選択 →加算の算定対象

加算	遠隔地訪問加算
計画相談古塔	300単位
単位数 『四代の文句』 単位数 障害児相談支援	300単位
加算の算定要件	【計画相談支援】 特別地域に所在し、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅 <u>その他機関</u> を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。 当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものである。 一初回加算の算定要件が③の場合 「入院時情報連携加算(I) 「退院・退所加算 四居宅介護支援事業所等連携加算の算定要件が②⑤の場合 国医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件が①②の場合 (障害児相談支援】 特別地域に所在し、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅 <u>その他機関</u> を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。 当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものである。 一初回加算の算定要件が③の場合 「入院時情報連携加算(I) 「退院・退所加算 四保育・教育等移行支援加算の算定要件が②の場合 、大集中支援加算の算定要件が①④の場合
算定回数	当該加算の算定に当たっては、300単位に一から付までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。 ただし、初回加算については、初回加算の算定要件③に該当する月数(3を限度とする。)を算定回数とする。例えば、当該月数が2の場合、当該加算は300単位に2を乗じて600単位を算定するものとする。
基本報酬を算定しない 加算のみの算定	可(加算の算定要件にある加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、初回加算については、面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。)
他の加算との併給不可	
※同一の支援業務においては、複数の加算を 算定することはできない	
記録	

当該加算の算定対象となる訪問先については、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅<u>その他機関</u>であるが、一定の距離については、利用者の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。

「その他機関」とは、病院等(病院又は診療所)、障害者支援施設等 (障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法に規定する児童福祉施設(乳 児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療 施設及び児童自立支援施設に限る。)、生活保護法に規定する救護施設若 しくは更生施設)、刑事施設等(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関 する法律に規定する刑事施設、少年院法に規定する少年院若しくは更生保 護事業法に規定する更生保護施設)、宿泊施設等(法務省設置法に規定す る保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法の規 定による委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護とし て利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。))又は福祉サービス等提 供機関(保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス)

備考

【障害児相談支援】

当該加算の算定対象となる訪問先については、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関であるが、一定の距離については、障害児等の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。

「その他機関」とは、病院等(病院又は診療所)、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、刑事施設等(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設、少年院法に規定する少年院若しくは更生保護事業法に規定する更生保護施設)、宿泊施設等(法務省設置法に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。))又は福祉サービス等提供機関(保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス)

VOL.1問76

遠隔地訪問加算の具体的な算定方法について示されたい。

遠隔地訪問加算については、居宅等への訪問を要する加算に上乗せして評価することを趣旨とする ものであるため、対象となる加算と同じ月の請求分として算定すること。

なお、障害福祉サービス等の支給決定期間後に居宅介護事業所等連携加算を算定する場合、同加算の取扱いと同様、当該加算についても、障害福祉サービス等の支給決定期間の終期月の請求分として算定することとする。この場合、令和6年4月より前に障害福祉サービス等の支給決定期間が終了しており、令和6年4月以降に訪問した場合、国保システム上、令和6年4月より前の請求分として算定することができないため、市町村に対する直接請求により対応されたい。

令和6年2月 支給決定期間終了月

3月 居宅訪問

4月 支援なし

5月 居宅訪問

6月 居宅訪問

→3・5・6月の3回、居宅介護事業所等連携加算の算定が可能であるが、遠隔地訪問加算は令和6年4月に創設されたものであることから、5・6月の2回算定可能。(令和6年4月以降の請求分として、市町村に対して直接請求すること)

VOL.1 問77

通常の訪問方法として航空機を利用する場合であって、要する片道の時間が概ね1時間に満たない(例:40分)場合、遠隔地訪問加算は算定できるか。(答)

搭乗前後に要する時間も所要時間に含めた上で1時間に満たない場合であっても、航空機の利用を要する場合は、一定の距離があるものとし、算定可能である。

(設問の状況においては、計画作成・モニタリングの一部におけるテレビ電話装置等の活用の要件である「相談支援事業所から一定の距離があること」も同様に満たすものとする。)

VOL.1問78

訪問に要する片道の時間は概ね1時間に満たない(例:40分)が、公共交通機関の運行本数が少なく、通常訪問に1時間以上を要する場合、遠隔地訪問加算は算定できるか。 (答)

待機時間は所要時間に含めることとし、算定可能である。

(設問の状況においては、テレビ電話装置等の活用の要件である「相談支援事業所から一定の距離があること」も同様に満たすものとする。)

VOL.1問79

相談支援員が各種加算に係る所定の業務を行った場合、各種加算を算定することは可能か。

原則として算定可能である。

もっとも、サービス利用支援の実施に付随するもの、指定基準上相談支援員が行うことが認められ ていない業務が要件となっているもの、告示上相談支援専門員のみが規定されている以下加算につい ては、相談支援員による支援のみでは算定不可である。

- 初回加算
- 集中支援加算のうち、会議の開催
- サービス担当者会議実施加算

また、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障 害者支援体制加算等の質の高い相談支援体制を評価する加算については、相談支援専門員が研修修了 することが必要であり、研修を修了した常勤の相談支援員をもって加算を算定することはできない。

VOL.1問80

サービス担当者会議、個別支援会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければ ならないものであるが、本人参加ができないやむを得ない場合については、具体的にどのようなもの が考えられるか。

(答)

当該会議への本人参加を求める趣旨としては、本人の支援を検討するにあたっては、本人が希望す る生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することが重要であるためであり、仮に本人による 発言が困難な状態である場合であっても、本人の状態を直接確認することで、意思と選好の推定を行 うべきものである。

そのため、本人の参加ができないやむを得ない場合については、本人の病状が悪化しており、面会 謝絶の状態にある、本人の参加を求めることで、本人の状態が悪化することが見込まれる等、限定的 な場合を想定している。

VOL.1問82②

個別支援計画については、利用者等及び指定計画(障害児)相談支援事業所に交付することとされ ているが、どのようなタイミングで行われるべきか。

(答)

個別支援計画を作成、見直し(見直しの結果、変更がない場合も含む。)した後、速やかに利用者 等及び相談支援事業所に交付すべきである。

VOL.1問83

指定基準において、「自己決定の尊重」と「意思決定の支援の配慮」とそれぞれ規定されている が、これはそれぞれどのように違うのか。

利用者本人が自己決定ができる場合は、その決定を尊重することが支援の原則である。

一方、自ら意思を決定することに困難を抱える利用者については、「障害福祉サービスの利用等に あたっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む ことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとしている。

加算の基本報酬との併給可否 及び 基本報酬を算定しない加算のみの算定可否

(何れも算定要件を満たしていることが前提)

	基本報酬基本報酬							
		サービス 利用支援 費	障害児 支援利用 援助費	継続サー ビス利用 支援費	継続 障害児 支援利用 援助費	を算定し を算定のみの のみの 算定	補足事項	他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、 複数の加算を算定することはできない
特別地域加算	基本報酬に +15/100	0	0	0	0	×	減算があれば減算 した単位数に加算	
利用者負担 上限額管理加算	150単位	0	0	0	0	0		
初回加算	300単位	0		×		×	計画相談支援	・退院・退所加算 ・居宅介護支援事業所等連携加算 ※初回加算の算定月から、前6月間 において居宅介護支援事業所等連携 加算を算定している場合は、初回加 算を算定できない。 ・保育・教育等移行支援加算 ※初
neng	500単位		0		×	×	障害児相談支援	回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 ・医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件が①の場合
入院時情報	(Ⅰ)300単位	0	0	0	0	0	何れか	・居宅介護支援事業所等連携加算の 算定要件が①③④⑥の場合 ・保育・教育等移行支援加算の算定 要件が①③の場合
連携加算	(Ⅱ)150単位	O))))	ימז גשו	・集中支援加算の算定要件が③の場合に入院時情報連携加算(I)を算定できない
退院•退所加算	300単位	0	0	×	×	×		・初回加算 ・医療・保育・教育機関等連携加算 の算定要件が①の場合(退院又は退 所する施設の職員のみから情報の提
	入院、入	所の開始から追	限、退所まで	の間において	3回分を限度			供を受けている場合)

			基本	幸民酉州		基本報酬		
		サービス 利用支援 費	障害児 支援利用 援助費	継続サー ビス利用 支援費	継続 障害児 支援利用 援助費	を算定し を算定し のみの 算定	補足事項	他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、 複数の加算を算定することはできない
P ウ入洪十恒	算定要件が ①④の場合 150単位	0		0		0		・初回加算 ※初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援 事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 ・入院時情報連携加算 ※居宅介護
居宅介護支援事業所等連携加算	算定要件が ②③⑤⑥の場合 300単位	×		×		0	計画相談支援のみ	支援事業所等連携加算の算定要件が ①③④⑥の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場 合 ※居宅介護支援事業所等連携加 算の算定要件が③⑥の場合で、会議
	障害福祉サービス等	を利用している	る期間は①から	66のそれぞれ	について2回を	を限度		の趣旨、つなぎ先等が同様の場合
保育・教育等	算定要件が ①の場合 150単位		0		0	0		・初回加算 ※初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 ・入院時情報連携加算 ※保育・教
移行支援加算	算定要件が ②③の場合 300単位		X	2710710	×	0	障害児相談支援のみ	育等連携加算の算定要件が①③の場合 ・集中支援加算の算定要件が③の場合 ※保育・教育等移行支援加算の 算定要件が③の場合で、会議の趣
	障害福祉サービス等	を利用している	5期间は①から	るのそれぞれ	こういて2回を	と限度		旨、つなぎ先等が同様の場合
	算定要件が ①の場合 200単位	0	0	×	×	×		・初回加算 ・退院・退所加算を算定し、かつ、 退院又は退所する施設の職員のみか
	算定要件が ①の場合 300単位	×	×	0	0	×		ら情報の提供を受けている場合 ・サービス担当者会議実施加算
医療・保育・教育・ 機関等連携加算 -	算定要件が ②の場合	0	0	0	0	×		
	300単位	月3回、同一の病院等については月1回を限度						
	算定要件が	0	0	0	0	×		
	③の場合 150単位	それ以外の		が訪問看護の事 等提供機関それ		回を限度		

			基本	幸及酉州		基本報酬		
		サービス 利用支援 費	障害児 支援利用 援助費	継続サー ビス利用 支援費	継続 障害児 支援利用 援助費	金算定 を算定り のみの 算定	補足事項	他の加算との併給不可 ※同一の支援業務においては、 複数の加算を算定することはできない
	算定要件が ①②③の場合 300単位	×	×	×	×	0		・入院時情報連携加算(I) ※集 中支援加算の算定要件が③の場合 ・居宅介護支援事業所等連携加算の 算定要件が③⑥の場合 ※集中支援 加算の算定要件が③の場合で、会議 の趣旨、つなぎ先等が同様の場合 ・保育・教育等移行支援加算の算定
集中支援加算	算定要件が ④の場合	×	×	×	×	0		要件が③の場合 ※集中支援加算の 算定要件が③の場合で、会議の趣
	300単位	月3	3回、同一の病	院等について	は月1回を限度	Ŧ Z		旨、つなぎ先等が同様の場合
	算定要件が	×	×	×	×	0		
	⑤の場合 150単位	それ以外の	病院及び D福祉サービス	訪問看護の事 等提供機関そ	業所、 れぞれで月1回	を限度		
サービス担当者 会議実施加算	100単位	×	×	0	0	×		・医療・保育・教育機関等連携加算 の算定要件が①の場合
サービス提供時モニタリング加算	100単位	0	0	0	0	0	1人の相談支援専門員 が1月に39件限度 (相談支援員の場合 は19件)	
主任相談支援 専門員配置加算	(I)300単位 (I)100単位	0	0	0	0	×		
ピアサポート 体制加算	100単位	0	0	0	0	×		
行動障害支援 体制加算	(I)60単位 (Ⅱ)30単位	0	0	0	0	×		
要医療児者支援 体制加算	(Ⅰ)60単位 (Ⅱ)30単位	0	0	0	0	×		
精神障害者支援 体制加算	(Ⅰ)60単位 (Ⅱ)30単位	0	0	0	0	×		
高次脳機能障害 支援体制加算	(Ⅰ)60単位 (Ⅱ)30単位	0	0	0	0	×		
地域生活支援拠点 等相談強化加算	700単位	0	0	0	0	0		(自立生活援助又は地域定着支援と の関係は備考参照)
专怕砂蚀化加昇		1人に	こつき1月に4	回を限度				の関係は哺与参照)
地域体制強化 共同支援加算	2000単位	0	0	0	0	0		
遠隔地訪問加算	300単位	算定要件に	該当する場合、	対象となる他	の加算と合わ	せて算定		